様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

<table>
<tr><td>附属機関等の名称</td><td colspan="3">みよし市情報公開・個人情報保護審査会</td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="3">平成２７年６月９日（火曜日）<br>午前１０時から正午まで</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="3">みよし市役所３階３０１会議室</td></tr>
<tr><td>出席者</td><td colspan="3">坂口良行（会長）、南谷直毅、大林文敏、倉橋洋子、久野三世司<br>（事務局）<br>伊藤総務部長、片桐総務部参事、近藤総務部次長、原田総務専門監兼総務課長、小野田総務課副主幹、久野総務課主査<br>（説明のために出席した職員）<br>芳村企画政策課主査</td></tr>
<tr><td>次回開催予定日</td><td colspan="3">平成２７年８月１７日（月曜日）</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td colspan="3">総務課　担当者名　小野田、久野<br>電話番号０５６１－３２－８０００<br>ファックス０５６１－３２－２１６５<br>メールアドレス soumu@city.aichi-miyoshi.jp</td></tr>
<tr><td>下欄に掲載するもの</td><td>・議事録全文<br>・議事録要約</td><td>要約した理由</td><td>議題３がみよし市情報公開・個人情報保護審査会第１２条の規定により非公開だったため</td></tr>
<tr><td>審議経過</td><td colspan="3">○総務課長； それでは、皆様おそろいになりましたので、ただ今から、平成２７年度第１回みよし市情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。平成２７年度の人事異動によりまして、事務局に変更がありましたので、紹介をさせていただきます。資料２６ページを御覧ください。２６ページの表の下段に、事務局の欄がありますが、総務部長が前総務部次長の伊藤になりまして、総務部次長が前総務専門監兼総務課長の近藤になりました。それから、総務専門監兼総務課長が財政課長でありました、私、原田に代わりましたので、よろしくお願いいたします。<br>　それでは、これより議題に入らさせていただきたいと思います。みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第７条の規定により、会長が議長となりますので、会議の取り回しを会長にお願いいたします。なお、本審査会の議題につきましては、議題の１、２及び４については公開の対象としておりまして、議題の３については非公開とさせていただきます。それでは、会長お願いします。<br><br>○坂口会長；　皆さんお久しぶりです。職員の方もメンバーが代わりまして、初めての方もみえますが、今後ともよろしくお願いします。世の中いろいろ動きが出ておりますが、みよ</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | し市の審査会は久しぶりということになります。皆さん、勉強になると思いますので、一生懸命がんばりましょう。よろしくお願いします。<br>　それでは、議題１点目の平成２６年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示等の状況について、事務局から説明をお願いします。<br><br>○総務課副主幹；　よろしくお願いします。Ａ４紐とじの資料の１ページを御覧ください。平成２６年度みよし市情報公開条例による開示請求件数と処理状況の一覧となっております。平成２６年度の開示請求の件数は、１年間で６７件でございました。その処理状況としまして、全部開示が２０件、部分開示が３４件、不開示が７件、取下げが６件でございました。部分開示の不開示の内容としましては、氏名、住所等の個人情報、法人に係る会社の印影や従業員の氏名等の法人の事業活動等、市の事務事業等が不開示の部分となっています。参考までに、下段に平成２４年度、２５年度の処理件数を掲載させていただいております。１枚めくっていただきまして、２ページから２１ページまでが請求案件ごとの請求内容とその処理内容となっております。１番の網掛けがない部分は全部開示、黄色の網掛けがしてある部分が部分開示、１枚めくっていただいて３ページの赤色の網掛けがしてある部分が文書不存在ということで不開示を示しております。案件ごとの説明は省略させていただきます。<br>　続きまして、２２ページを御覧ください。平成２６年度みよし市個人情報保護条例による開示請求等の開示件数及び処理状況となっております。平成２６年度の開示請求が６件ありまして、処理内容としましては、全部開示が１件、部分開示が３件、不開示が２件となっております。参考までに下段に平成２５年度、２６年度の処理件数を掲載させていただいております。１枚めくっていただきまして、２３ページに個人情報の請求案件ごとの請求内容と処理内容があります。ほとんどの請求内容が、本人以外が住民票、戸籍、印鑑証明を請求して取ったのではないかということを確認したいという請求理由となっています。部分開示につきましては、請求した第三者の氏名、住所、生年月日、続柄等の部分が不開示となっています。<br>　続きまして、２４ページを御覧ください。平成２６年度の異議申立ての状況です。教育委員会の開示決定に対しまして、異議申立てが提出されております。後ほど、この内容について、御審議をお願いしたいと思います。<br>　以上、説明となります。よろしくお願いします。<br><br>○坂口会長；　事務局から平成２６年度情報公開制度及び個人情報保護制度における開示の状況について説明がございました。御意見、御質問等がございましたら、お願いします。<br>　特にございませんか。ないようですので、議題１点目は、これで終わりたいと思います。<br>　次に、議題２点目の平成２７年度審査会の開催日程につい |

| | |
|---|---|
| | て事務局からお願いします。<br><br>○総務課副主幹；２５ページを御覧ください。今年度も８月、１０月、１２月、２月、２ヶ月に１回、審査会の案件が発生した場合に開催させていただきたいと思います。不服申立て等の案件がなければ、開催しないという取扱いでお願いします。それでは、すいませんが日程の調整の方をお願いします。<br><br>（各委員により日程調整）<br><br>○坂口委員；　それでは、確認させていただきます。８月１７日月曜日午前１０時、１０月２７日火曜日午前１０時、１２月２２日火曜日午後３時３０分、２月２日火曜日午前１０時、以上です。議題２点目は終わりといたします。<br>　それでは、議題３点目みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者指定申請書の行政文書一部開示決定に関する異議申立てについて、事務局から説明をお願いします。<br><br>（みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第１２条の規定により非公開）<br><br>○坂口委員；　続きまして、マイナンバー法の施行に伴うみよし市個人情報保護条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。<br><br>○総務課主査；　議題４点目について説明をさせていただきます。個人情報保護条例の改正の概要の説明に先立ちまして、マイナンバー法の概要につきまして、政策推進部企画政策課の芳村主査より説明いたします。<br><br>○企画政策課主査；　企画政策課の芳村と申します。よろしくお願いします。お手元にお配りしておりますパンフレットに基づきまして説明をさせていただきます。<br>　まず１ページ目を御覧ください。マイナンバーとは、とありますが、平成２７年１０月から日本国内の全住民に通知される一人ひとり異なる１２桁の番号をマイナンバーといい、生涯にわたって不変のものとなります。個人が特定されないように、住所地や生年月日等と関係のない番号が割り当てられます。また、法人に対しても、一法人にひとつの法人番号が割り当てられ、こちらは１３桁となります。<br>　マイナンバーの制度趣旨となりますが、各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となり、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携をスムーズにし、様々なメリットをもたらすものとなっております。具体的には３つあります。公平・公正な社会を実現し、国民の利便性を向上し、行政を効率することになります。これら３つの中で一番身近なものとしましては、国民の利便性の向上というものになります。年金や福祉 |

| | |
|---|---|
| | 等の申請時に用意しなければならない書類が減ります。これによりまして、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されることになります。具体例としましては、国民年金保険料の免除等では、所得証明書の添付が省略されます。児童扶養手当の支給申請では、住民票の添付が省略されます。<br>　それでは、１ページめくっていただいて、３ページを御覧ください。マイナンバーを利用・提供できる対象範囲は、マイナンバー法において定められ、こちらの社会保障関係の手続、税務関係の手続、災害対策、この３つに限定をされております。それ以外に利用・提供することは、法律上できません。マイナンバー制度実施の流れについて、説明させていただきます。平成２７年１０月、住民票の住所にマイナンバーを通知いたします。その後平成２８年１月にマイナンバーの利用が開始となりまして、申請者への個人番号カードの交付が始まります。その１年後、平成２９年１月には個人ごとのポータルサイト、マイナポータルの運用開始となります。こちらは、マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したかを確認することができます。その半年後、平成２９年７月に地方公共団体等を含めた情報連携が開始され、マイナンバーの本格実施ということになります。<br>　１枚めくっていただいて、６ページを御覧ください。それでは実際の個人番号カードについて、説明いたします。個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や様々な本人確認の場面で利用できるカードとなります。市町村に申請することで、平成２８年１月以降に交付されます。マイナンバーカードのイメージ図がありますが、表面には氏名、住所、生年月日、性別、本人の写真が記載されます。裏面には、マイナンバーの記載とＩＣチップが登載されます。こちらの個人番号カードでできることは、ＩＣチップに記録されています電子証明書を用いて、ｅ－Ｔａｘ等の電子申請が行うことができます。将来的に、国の方で民間事業者の取組が検討されていますが、オンラインバンキングを始め、各種民間のオンライン取引に利用することと行政機関への各種届出に加え、電気、ガス、水道等の民間サービスへの届出がワンストップとなります。パスポートの手続ですとか、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するといった検討が国の方でされております。<br>　続いて、７、８ページを御覧ください。マイナンバー制度において、プライバシーが守られているかどうか、情報漏洩対策は大丈夫かどうか、なりすまし被害は大丈夫か、というような懸念があるかと思いますが、個人番号カードの安全性についてということで、下段を見ていただきますと、個人番号カードのＩＣチップには、職情報や健康情報等のプライバシーが高い個人情報は記録されません。ＩＣチップには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真が記録されるだけになります。万一、紛失、盗難にあった場合には２４時間３６５日専用ダイヤルで対応されます。顔写真やパスワードが設定されていますので、元々不正利用されるのは限定的となります。続いて、システム面です。個人情報に |

| | |
|---|---|
| | 関しましては、従来どおりマイナンバーカードの中に登載される訳ではありませんので、例えば、年金の情報であれば年金事務所、税情報は税務署といったように分散管理するため芋づる式の情報漏洩は防止されます。また、行政機関の間での情報のやり取りは、マイナンバーとして使わずに、新たな符号というものを使ってやり取りをする予定であります。平成２９年１月から情報提供等記録開示システムが供用になりますので、御自分の個人情報がいつ、誰が誰に提供した等の情報を御自身で確認することができるようになります。続いて制度面になります。法律に定めがある場合を除いて、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際の本人確認が義務付けられます。マイナンバーが適切に管理されているかを特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督をします。法律に違反した場合の罰則を、従来よりも強化されています。例えば、個人番号の利用事務を従事する者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合は、４年以下の懲役又は２００万円以下の罰金となっております。今、特定個人情報ファイルと申しましたが、特定が付きますと、個人番号、マイナンバーをその内容に含む個人情報となります。今回マイナンバー法で、特定個人情報という概念が新しくできましたので、今回の条例の一部改正となってまいります。以上で説明を終わります。<br>○総務課主査；　ありがとうございました。マイナンバー法の概要の説明につきましては、以上となります。このマイナンバー法の施行に伴いまして、みよし市個人情報保護条例等の改正が必要となりますので、その改正の理由につきまして説明をさせていただきます。<br>　次第１３９ページを御覧ください。まず、１番の改正を必要とする理由につきましては、マイナンバー法を正式に言いますと「行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律」と言いまして、今回は番号法と呼ばさせていただきますが、番号法の中では、個人番号、マイナンバーをその内容に含む個人情報を特定個人情報と定義しております。その特定個人情報につきましては、個人情報よりも厳格に保護するための措置が番号法等において講じられています。番号法における特定個人情報の保護に関する規定につきましては、地方公共団体に対しても適用されることとなりますが、番号法第２９条及び第３０条において行政機関個人情報保護法等の読み替えとして読替規定されているものについては、地方公共団体に適用されるものではありません。番号法の第３１条におきまして、「地方公共団体は、番号法等の保護措置を踏まえて、同様の措置をしなければならない。」とされておりまして、地方公共団体が保有する特定個人情報においても、国の行政機関が保有します特定個人情報に対する保護措置と同等の保護措置を規定する必要がございますので、今回、個人情報保護条例の改正を行うものであります。<br>　続いて２番の条例の施行期日につきましては、施行日はマ |

| | |
|---|---|
| | イナンバーの指定及び通知が始まります１０月５日としておりまして、情報提供等記録につきましては、番号法第１条第５号に掲げる規定の施行の日ということで、予定では平成２９年１月頃を見込んでいます。なお、この情報提供等記録といいますのは、自治体間で特定個人情報を授受するために使用します情報提供ネットワークシステムに記録されました特定個人情報を言います。この情報提供ネットワークシステムが、平成２９年１月以降に稼動する見込みでありますので、情報提供等記録に係る規定の施行日も平成２９年１月以降の見込みとなっております。<br>　続きまして、３番の特定個人情報と情報提供等記録につきまして、先程説明をさせていただきましたが、特定個人情報は個人番号をその内容に含む個人情報を言いまして、情報提供等記録は情報提供ネットワークシステムに記録された特定個人情報を言います。特定個人情報の中に情報提供等記録が含まれるという定義になりますが、番号法の第２９条におきまして情報提供等記録以外の特定個人情報に関する読み替え規定を置いておりまして、番号法第３０条におきまして情報提供等記録に関する読み替え規定を置いておりますことから、情報提供等記録を除く特定個人情報と情報提供等記録はその性質が異なるため、保護に関する規定も異なる取扱をして、規定することとなります。<br>　続きまして、４番の特定個人情報保護評価の諮問につきまして説明いたします。特定個人情報を電子計算機を用いて検索すること等ができる情報の集合物を特定個人情報ファイルといいます。これらの特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏洩その他の事態の発生を未然に防いで、個人のプライバシー等の権利利益を保護するための評価を特定個人情報保護評価と言います。<br>　この特定個人情報ファイルを保有する者又は保有しようとする者は、特定個人情報保護評価を義務付けられることとなりまして、みよし市におきましても、対象人数が１，０００人以上の特定個人情報ファイルにつきましては、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられることとなります。特定個人情報保護評価の実施につきましては、対象人数等の要件によりまして、評価の段階がございまして、この中で全項目評価と重点項目評価につきましては、第三者機関に意見を聴くこととされておりまして、国が作成した特定個人情報保護評価指針によりますと、第三者点検につきましては、個人情報保護審査会による点検が原則とされております。このことから、特定個人情報保護評価のうち全項目評価と重点項目評価を点検する事務につきましては、本審査会において点検をお願いしたいと考えておりますので、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に追加する為、個人情報保護条例と情報公開・個人情報保護審査会条例の改正を行うものとなっております。<br>　続きまして次第１４０ページを御覧ください。特定個人情報保護評価の実施手続について、フローチャート化されたものとなっております。このページの中で、特定個人情報保護 |

| | |
|---|---|
| | 評価の実施項目の要件によって、評価が分かれることが分かるフローチャートとなっております。まず、対象人数が１，０００人以上１万人未満につきましては、基礎項目評価のみの評価となります。続いて、１万人以上１０万人未満の対象人数の場合は、特定個人情報ファイルの取扱者数が５００人以上かどうかによって変わります。５００人未満であれば「いいえ」となって、過去１年間に特定個人情報に関する重大な事故したかというところで、「いいえ」となれば、基礎項目評価となります。こちらの基礎項目評価は、国の特定個人情報保護委員会に提出して、公表することとなります。現在みよし市におきまして、特定個人情報ファイルの対象人数につきましては、１０万人未満のものしかない見込みとなっておりまして、それぞれの特定個人情報ファイルの取扱者につきましても５００人未満となっておりまして、特定個人情報ファイルの重大事故も起きていませんので、今のところ基礎項目評価のみで対応できる見込みとなっています。<br>今後、対象人数の増加ですとか、特定個人情報に関する重大事故の発生によりまして、重点項目評価又は全項目評価が必要となったときには、第三者点検が必要となってまいります。今回の条例改正によりまして、本審査会の所掌事務に全項目評価及び重点項目評価の点検について、追加させていただくことによって、審査会において全項目評価、重点項目評価に関する意見を頂くこととなります。点検の方法としましては、国の特定個人情報保護評価委員会の審査の観点を参考にして、点検していただくことを想定しておりますので、将来的に事案が発生したときに、点検の方法等をお示ししながら、改めて説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。<br>続きまして、次第１４１ページを御覧ください。今回の個人情報保護条例の改正において、特定個人情報と情報提供等記録に対する保護措置を規定する必要があります。この表は、現行の個人情報と特定個人情報と情報提供等記録との保護措置の相違点をまとめた表になりますので、この表に沿って、説明をさせていただきます。なお、個人情報につきましては特定個人情報を除いたものとして、特定個人情報については情報提供等記録を除いたものという前提で説明させていただきます。<br>まず、特定個人情報に係る定義規定ですが、条例の中に特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報、特定個人情報ファイル、これらの定義規定を条例第２条第５号から第８号までに追加いたします。続きまして、利用目的以外の目的での利用に関する規定につきまして、個人情報につきましては本人同意のあるときや実施機関が法令等の所掌事務を遂行する上で相当な理由があるとき等で目的外の利用ができることとなっておりますが、特定個人情報につきましては、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合を除いて原則禁止とされております。情報提供等記録につきましては、利用目的以外の利用が想定されな |

| | |
|---|---|
| | いため、利用目的以外の目的での利用を禁止することとします。<br>　続いて特定個人情報保護評価の諮問につきまして、先程説明させていただきましたが、特定個人情報保護評価のうち全項目評価及び重点項目評価が必要となったときに、審査会による第三者点検を規定するために、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例の所要の改正を行うものです。<br>　続いて他の制度による開示実施との調整に関する規定につきまして、個人情報の場合におきましては、他の法令等に開示実施の手続が定められている場合につきましては条例を適用しないとしていますが、特定個人情報及び情報提供等記録については、他の法令等に開示実施の規定があったとしても、条例による開示を実施することとするものでございます。これにつきましては、国が整備を進めます特定個人情報の利用状況を確認するためのシステムでありますマイナポータルによります情報開示の方がより住民の利便性が高い場合が想定されていることから、他の制度との調整規定の適用除外を、この条例に置くものです。<br>　続きまして、訂正の通知先に関する規定につきまして、個人情報と特定個人情報を訂正した場合の通知先は、個人情報の提供先といたしますが、情報提供等記録につきましては情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣、それぞれにおいて記録、保管されるものありますから、訂正した際にもこれらの主体に通知することとするものです。<br>　最後に利用停止の請求の条件に関する規定につきましては、個人情報の利用停止請求を認める場合は、必要な範囲を超えて保有する場合、不適正に取得されている場合等がございますが、特定個人情報の場合は、個人情報の利用停止請求を認める場合に加え、番号法で規定されております番号法の第１９条、第２０条及び第２８条の規定に対する違反につきましても、利用停止請求を認めることとなります。情報提供等記録につきましては、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱が想定されないため、利用停止請求を認めないこととします。<br>　以上が、個人情報保護条例等の主な改正規定の要点となりますが、１４２ページから１４４ページまでに個人情報保護条例と情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正新旧対照表を掲載させていただいております。改正の内容につきましては、先程の要点説明のとおりとなりますので、新旧対照表の説明は省略させていただきたいと思います。<br>　以上で、個人情報保護条例等の改正についての説明とさせていただきます。<br>○坂口会長；　マイナンバー法施行に伴うみよし市個人情報保護条例の一部改正についての説明がございました。この質問につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。<br>○大林委員；　この改正案は、まだ議会に提案されていないの |

| | |
|---|---|
| | でしょうか。<br>○久野主査：　９月議会で提案する予定をしています。<br>○大林委員；　その前に当審査会に意見を聴くという手続になっているのでしょうか。<br>○久野主査；　はい。そのような形になっています。<br>○大林委員；　はい。わかりました。<br>○坂口会長；　非常に定義が難しいですね。<br>○南谷委員；　実際にどういう情報をイメージすれば良いか。<br>○坂口委員；　重点情報は、個人のナンバーということでしょうか。<br>○久野主査；　マイナンバーが記載された個人情報を、番号法ではより厳格に保護措置をしております。<br>○坂口会長；　マイナンバーと結びつく個人情報ということなんでしょうね。<br>○大林委員；　条例を作成するに当たって、総務省とか他の方から参考となるものが提供されているのでしょうか。<br>○久野主査；　そうですね。個人情報保護条例の改正は、全国の地方公共団体で必要となりますので、雛形というかそういったものは、国の方から示されております。<br>○大林委員；　ほぼそれに沿って改正している訳ですね。<br>○久野主査；　それに沿って改正を行っています。<br>○南谷委員；　実際に、自治体の業務で出てくるのは住民票の関係と税と社会福祉の関係でしょうか。<br>○久野委員；　今、私達は番号をもらっているではないですか。あれとは全く違う番号になるのでしょうか。<br>○芳村主査；　それとは全く異なる番号となります。<br>○久野委員；　４桁ずつ分かれた番号なんでしょうか。番号に意味は含まれているのでしょうか。<br>○芳村主査；　全く意味は含みません。<br>○倉橋委員；　第三者が番号を知るということはあるのでしょうか。<br>○芳村主査；　あります。番号カードの裏に記載がありますので、第三者が見ることはあります。最近だとレンタルとか行くと、運転免許証とかコピーされると思うのですが、個人番号カードになった場合に裏面コピーを行った場合、それは違反になります。<br>○倉橋委員；　それは、いつコピーされたかわからないということですね。<br>○芳村主査；　わからないですが、それは注意して見ておくしかないと思います。<br>○坂口会長；　１１ページを見ると、住民票でマイナンバー付きというものがあるのですね。住民票の中にマイナンバーが記載されるみたいですが、住民票はいろいろな場面で使いますよね。それで名前と番号が結びついてしまうからね。<br>○大林委員；　会長は、プライバシーのことを御心配されていると思いますが、国が決めた以上それに従って、条例をこのようにしたらどうかという雛形を総務省の方から来ていると思います。それに従って改正していれば、特に問題はないかと思います。 |

| | |
|---|---|
| | ○坂口会長；　そうですね。ただ、根本的に法律自体に心配な部分はありますね。<br>○久野委員；　外国の人はどうなるのですか。在留資格がある方のみですが。<br>○芳村主査；　住民票がある外国の方にはマイナンバーがあります。<br>○坂口委員；　それでは、この議題につきましては、以上でよろしいでしょうか。<br>　これで、全議題を議論しましたので、平成２７年度第１回情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。<br>　次回は、８月になりますので、よろしくお願いします。 |

上記会議録の顛末を記録し、相違ないことを称するためここに署名する。

平成２７年７月２日

みよし市情報公開・個人情報保護審査会会長　　坂　口　良　行